


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

## 【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No.2  
 【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項  
 【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】(3) 道具 登志夫 

【住所又は本店所在地】(3) 東京都大田区東矢口 2 丁目 7 - 21  
 【報告義務発生日】(4) 平成 15 年 3 月 20 日  
 【提出日】 平成 16 年 8 月 ~~30~~<sup>31</sup> 日  
 【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 1  
 【提出形態】(5) その他

## 第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	デジタルアーツ株式会社
会社コード	2326
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪証券取引所
本店所在地	東京都港区北青山三丁目 6 番 16 号

## 第 2 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者 (大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

## ① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	道具 登志夫
住所又は本店所在地	東京都大田区東矢口 2 丁目 7 - 21
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	昭和 43 年 2 月 17 日
職業	会社役員（発行会社の代表取締役）
勤務先名称	デジタルアーツ株式会社
勤務先住所	東京都港区北青山三丁目 6 番 16 号

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	デジタルアーツ株式会社 取締役 総務人事本部長 宮脇真樹
電話番号	03-5485-1340

(2)【保有目的】(9)

発行会社の創業者。代表取締役社長。 経営への参加、及び支配権の維持の為に保有。
---

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券（株）	6,770		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B 230（注）	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 7,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 7,000 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 230 株		

(注) 新株予約権証券には、旧商法に基づく新株引受権 120 株が含まれています。

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年3月20日現在)	S	14,510
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		47.49%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		47.49%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

平成14年11月20日、株式会社みずほ銀行西銀座支店と締結した金銭消費貸借契約証書に基づき、株券1,400株を担保有価証券として差し入れております。

(注) 提出者である道具登志夫は、発行会社が平成14年9月19日に大阪証券取引所に株式を上場するに際し、主幹事証券会社に対して上場日から6ヵ月間は保有する株式を売却しない旨を書面にて確約しておりましたが、その6ヵ月の期限が平成15年3月19日で満了となったため、本変更報告書を提出するものであります。

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	34,000
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	株式無償分割により6,090株取得 <del>ストックオプションによる2236株取得</del>
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	34,000

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地